

○総務省令第二十六号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第一条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(以下「令」という。)第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第一条 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。